

研究費の運営・管理規程第7条第1項に規定する不正防止計画

27農生研第20150728006号

平成27年7月31日

国立研究開発法人農業生物資源研究所（以下「研究所」という。）における研究費（研究所において管理する全ての研究資金をいう。以下同じ。）の不正使用の防止に厳正かつ適切に対応するため、「国立研究開発法人農業生物資源研究所研究費の運営・管理規程」第7条に基づき、次のとおり、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。

1. コンプライアンス等に関する研修会開催等による、職員の意識改革

要因： 研究職員の公的研究費や適正な契約手続きに対する認識が不足していた。

対策： 職員の意識改革に向け、全ての研究職員及び経理担当職員を対象に、コンプライアンス等に関する研修会を開催するとともに、定期的に試験を実施し、認知度の確認を行い、必要な者に対しては再試験を行う。また、研修会の機会等に誓約書の提出を求める。

2. 検収体制の強化

要因： DNA合成製品等について、實際上、研究職員に納入確認を任せる等、検収部門のチェックが不十分であった。

対策： DNA合成製品等に係る全ての取引について、適切な検収場所を納品先に指定するなど、検収の徹底、契約・検収部門の体制強化を図る。

3. 取引業者と研究職員の直接的な取引の禁止

要因： 取引業者と研究職員が日常的に接触し、取引に関する交渉を直接行っていた。

対策： 取引業者と研究職員の直接的な取引の禁止を徹底するため、情報収集を行う場所を決められたオープンスペースに限定するなどの措置を講ずる。また、全ての取引業者に対して、研究職員との直接取引の禁止及び検収方法の変更の趣旨・内容の周知徹底を図る。

4. 内部監査体制の強化

要因： 研究費の不正使用防止に関する内部監査が不十分であった。

対策： 従来の書面審査に加えて、研究現場での聞き取り調査を実施するなど内部監査機能の強化を図る。また、監査・コンプライアンス室の体制強化を進める。

5. 相談窓口の設置

要因： 業務を進めるにあたり、不正につながる可能性等に関する相談を行う部署が不明確であった。

対策： 研究所における研究費の使用に関するルール及び事務処理手続き等について、研究所内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、その仕組みについて、研究所のホームページ等により公表する。

6. その他

本不正防止計画については、内部監査の結果やリスクが顕在化したケースの状況等活用し、定期的に見直しを実施するものとする。

附 則

この計画は、平成27年7月31日から施行する。